

徳山下松港新南陽広域最終処分場における
排水基準変更に係る生活環境影響調査書

令和 6 年 3 月

周南市

(一財)山口県環境保全事業団

目 次

第1章 調査概要.....	1
(1) 調査の目的.....	1
(2) 対象施設の概要.....	1
(3) 放流水基準の変更.....	1
第2章 生活環境影響調査項目の選定.....	2
(1) 選定した項目及びその理由.....	2
(2) 選定しなかった項目及びその理由.....	2
第3章 現況把握.....	3
(1) 調査対象地域.....	3
(2) 現況把握.....	3
①現況把握項目.....	3
②現況把握方法.....	5
③現況把握の結果の整理.....	9
第4章 水質予測.....	20
(1) 予測内容.....	20
①予測対象時期.....	20
②予測項目.....	20
③予測方法.....	20
(2) 予測結果.....	26
①定性予測.....	26
②定量予測.....	28
第5章 影響の分析.....	30
(1) 影響の分析方法.....	31
(2) 影響の分析結果.....	31
①影響の回避または低減に係る分析.....	31
②生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析.....	31
第6章 総合的な評価.....	32
(1) 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理.....	32
(2) 施設の設置に関する計画に基づき実施する事項及びその内容.....	34
(3) 維持管理に関する計画に基づき実施する事項及びその内容.....	34
[巻末資料]	
・ 計量証明書(通年調査・通日調査)	
・ 調査状況写真(通日調査)	

第1章 調査概要

(1) 調査の目的

本調査は、徳山下松港新南陽広域最終処分場の放流水に係る維持管理基準（以下、「放流水基準」という。）の変更を検討していることから、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部）」に基づいた現況把握を行うとともに、放流水基準の変更後における周辺環境への影響予測を実施するものである。

(2) 対象施設の概要

対象施設の概要は、表1-1に示すとおりである。

表1-1 対象施設の概要

設置場所	山口県周南市大字富田字西ノ嶋 593 番地先公有水面
施設の種類	産業廃棄物最終処分場(管理型)、一般廃棄物最終処分場
埋立面積・容量	面積：38,676 m ² ・容量：576,000 m ³ （覆土分を含む）
処理方式	最終処分(水面埋立)
埋立対象物	<u>産業廃棄物</u> 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以上13種類 <u>一般廃棄物</u> 不燃ごみ、焼却灰、ばいじん

(3) 放流水基準の変更

検討されている放流水基準の変更内容は、表1-2に示すとおりである。

表1-2 放流水基準の変更

項目	現況		将来計画	
放流量(計画)	460 m ³ /日		変更なし	
放流水質(計画) ^{注)}	pH	6～9	pH	5～9
	COD	20 mg/L 以下	COD	90 mg/L 以下
	SS	10 mg/L 以下	SS	60 mg/L 以下

注) 将来計画に係る放流水質は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年 総・厚令 第1号)」別表第一に定める管理型最終処分場の保有水等集排水設備(余水処理施設)に係る放流水の水質基準値と同等である。

第2章 生活環境影響調査項目の選定

(1) 選定した項目及びその理由

選定した項目	選定した理由
水質	放流水基準を変更することから、周辺環境への影響予測を実施する必要があるため

(2) 選定しなかった項目及びその理由

選定しなかった項目	選定しなかった理由
大気質	放流水基準の変更のみを行うことから、新たに大気質、騒音、振動、悪臭及び地下水に係る負荷が増大しないため
騒音	
振動	
悪臭	
地下水	

以上のことから、水質に係る現況把握、水質予測、影響の分析及び総合的な評価を行う。

第3章 現況把握

(1) 調査対象地域

調査対象地域は、最終処分場からの放流水(余水処理施設から放流する処理水)が、放流先海域の水質に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲とし、図 2-1 に示すとおりである。

なお、調査対象地域の設定は、放流先となる海域が、「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)」の適用水域であることも考慮し、同法に基づく水質事前評価でも使用される新田式を用いて計算された拡散範囲の距離の2倍となる範囲とした(算定条件等の詳細は第3章を参照)。

(2) 現況把握

① 現況把握項目

現況把握項目は、水質汚濁の状況、水象の状況並びに自然的条件及び社会的条件に関連する項目とした。

これらの現況把握項目は、とりまとめて表 2-1 に示すとおりである。

表 2-1 現況把握項目

区分	現況把握項目
水質汚濁の状況	水素イオン濃度(pH) 化学的酸素要求量(COD) 浮遊物質濃度(SS)
水象の状況	海域の状況(潮位) 海岸地形(護岸構造)
自然的条件 及び社会的条件	水利用(漁業権を含む) 主要な発生源 関係法令

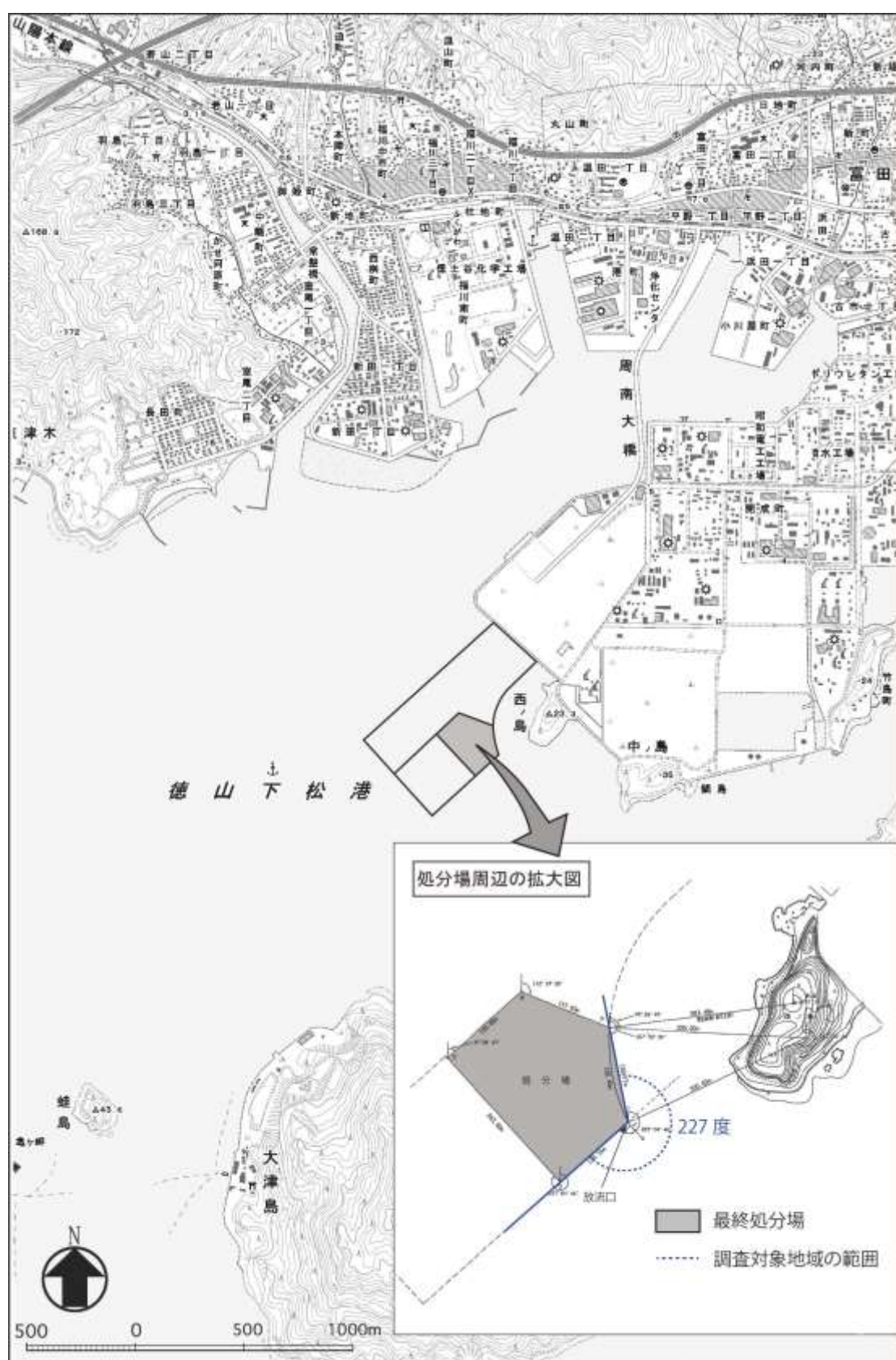


図 2-1 調査対象地域の範囲

②現況把握方法

水質汚濁の状況に係る項目の現況把握は、現地調査により行った。また、水象の状況、自然的条件及び社会的条件に係る項目の現況把握は、既存資料調査により行った。

このうち、現地調査の実施方法は、次のとおりである。

a. 調査地点

調査地点は、調査対象地域内の水質状況を総合的に把握できる地点とし、「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年 法律 第 110 号）」における周辺水域への水質事前評価でも使用されている考え方を踏まえて設定した。

これらの調査地点の設定根拠は表 2-2 に、またその位置は、図 2-2 に示すとおりである。なお、放流先海域への水質影響予測を行う上での参考として、「令和 5 年度 徳山下松港新南陽広域最終処分場に係る環境監視業務（以下「定期調査」という）」における放流水の状況も整理することとした。

表 2-2 調査地点^{注)}

区分	地点名	調査対象	概要
調査地点	No. 1 (1/3r)	表層 (0.5m) 中層 (2.0m)	拡散範囲の 3 分の 1 の距離 (放流口から約 11m の地点)
	No. 2 (2/3r)	表層 (0.5m) 中層 (2.0m)	拡散範囲の 3 分の 2 の距離 (放流口から約 22m の地点)
	No. 3 (r)	表層 (0.5m) 中層 (2.0m)	拡散範囲の外縁となる距離 (放流口から約 34m の地点)
	No. 4 (2r)	表層 (0.5m) 中層 (2.0m)	拡散範囲の 2 倍となる距離 (放流口から約 67m の地点)
参考地点	放流水	余水処理後の放流水	処理施設内の余水処理後水 (定期調査地点)

注) 調査地点は、「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和 48 年 法律 第 110 号)」における周辺水域への水質事前評価地点の設定方法をもとに、放流口から拡散範囲内の 1 方向に 3 地点(放流量が 1000 m³/日未満のケース)を設定し、さらに拡散範囲外(影響範囲外)の 1 地点を含めた計 4 地点とした。

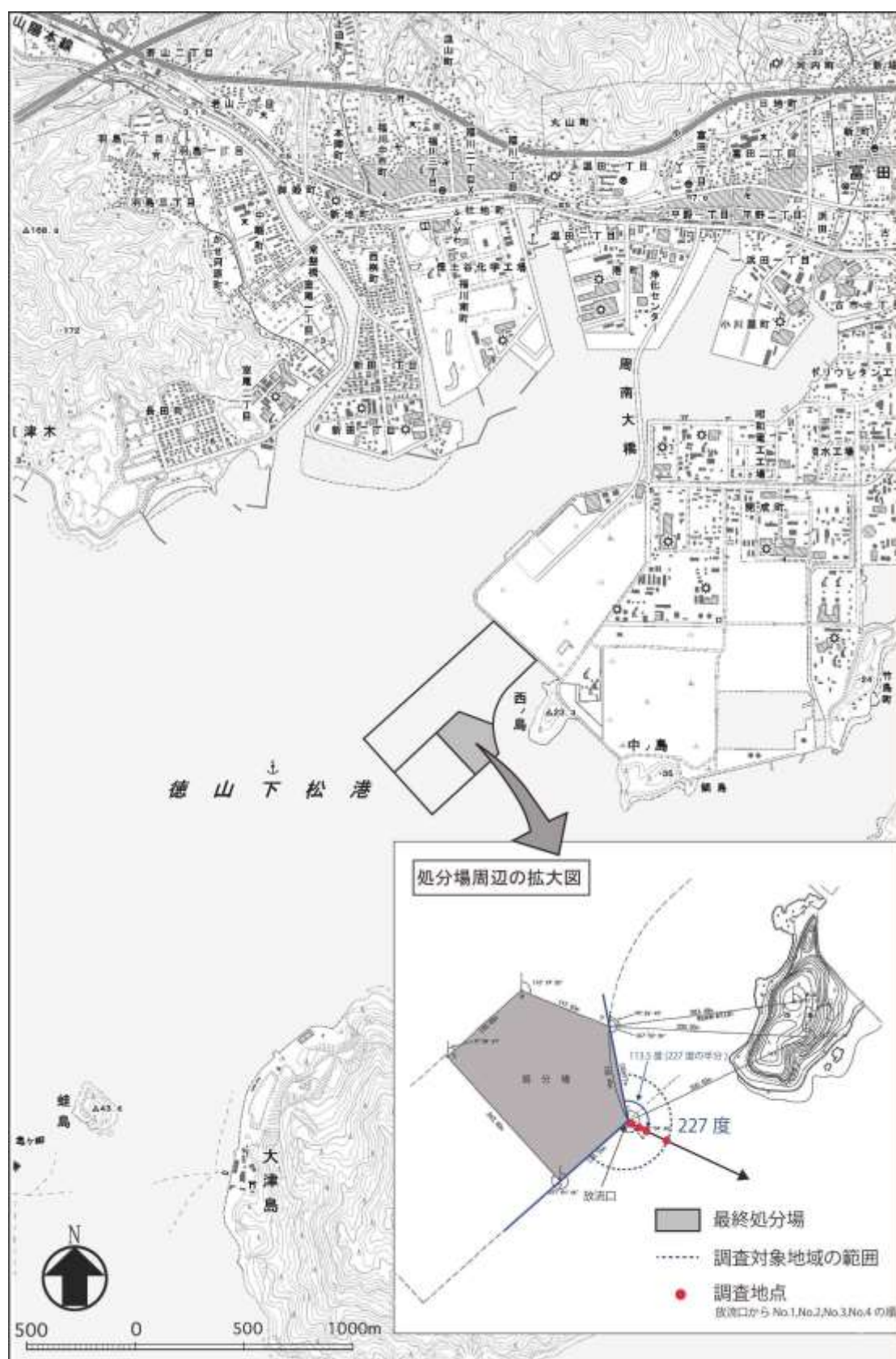


図 2-2 調査地点の位置^{注)}

注) 余水処理後の放流水は、定期調査の放流水の採取地点と同一である(参考地点のため図中には表示していない)。

b. 調査実施日

調査実施日は、表 2-3 に示すとおりである。

調査地点 (No. 1～4) については、通年調査を毎月 1 回、また、潮位変動等による水質への影響を把握するため、通日調査を 8 月及び 2 月の年 2 回実施した。なお、8 月と 2 月の調査については、通年調査と通日調査を同一日に実施した。

表 2-3 調査実施日

区分	調査内容	調査実施日 ^{注)}
調査地点 (No. 1～4)	通年調査 (毎月 1 回)	令和 5 年 04 月 20 日 令和 5 年 05 月 09 日 令和 5 年 06 月 06 日 令和 5 年 07 月 04 日 <u>令和 5 年 08 月 17 日</u> 令和 5 年 09 月 14 日 令和 5 年 10 月 02 日 令和 5 年 11 月 13 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 01 月 11 日 <u>令和 6 年 02 月 28 日</u> 令和 6 年 03 月 08 日
	通日調査 (年 2 回/1 日 3 回)	<u>令和 5 年 08 月 17 日</u> <u>令和 6 年 02 月 28 日</u>
参考地点 (放流水)	定期調査 (毎月 1 回)	令和 5 年 04 月 20 日 令和 5 年 05 月 09 日 令和 5 年 06 月 06 日 令和 5 年 07 月 04 日 <u>令和 5 年 08 月 01 日</u> 令和 5 年 09 月 14 日 令和 5 年 10 月 02 日 令和 5 年 11 月 13 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 01 月 11 日 <u>令和 6 年 02 月 08 日</u> 令和 6 年 03 月 08 日

注) 通年調査は、原則として放流水の定期調査と同一日に実施した。ただし、通日調査を実施した 8 月と 2 月については、通日調査との結果の比較を考慮して定期調査とは別の日に調査を実施した(表中の下線部を参照)。なお、年 2 回の通日調査は、朝、昼、夕の 1 日 3 回の調査とした。

c. 調査方法

7) 採水方法

調査地点 (No. 1～4) では、調査船上より採水器を用いて海水の採取を行った。なお、採取層は表層 (海面下 0.5m の位置) と中層 (海面下 2.0m の位置) の 2 層とし、これらの調査船上での作業概要図は、図 2-3 に示すとおりである。

また、参考地点では、ひしゃく又はバケツを用いて余水処理後水 (放流水) の採取を行った。

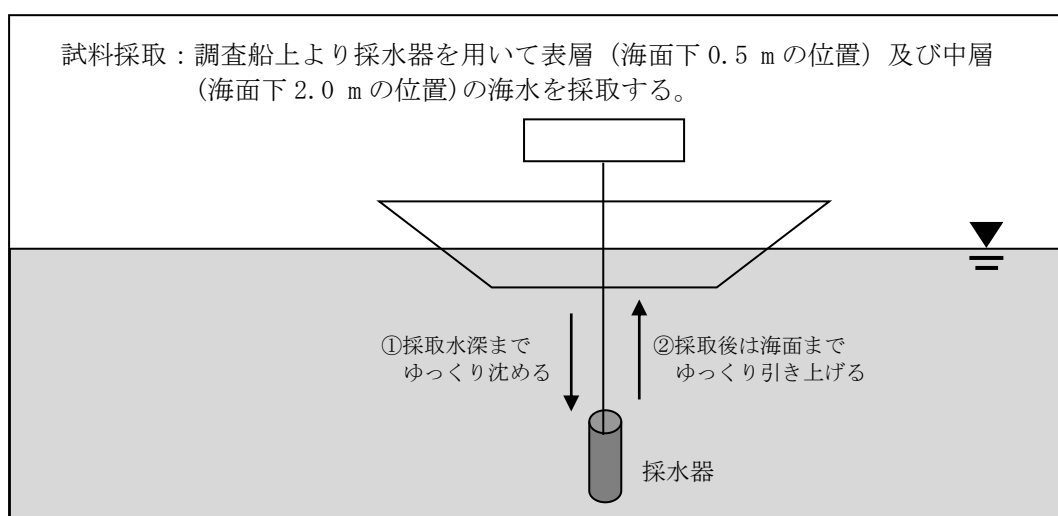


図 2-3 海水の採取方法

4) 分析方法

現況把握項目ごとの分析方法是、表 2-4 に示すとおりである。

表 2-4 分析方法

現況把握項目	分析方法
水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 の 12.1
化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 の 17
浮遊物質 (SS)	昭和 46 環告 59 付表 9

③現況把握の結果の整理

現況把握の結果は、現況把握項目ごとに表 2-5 に示す観点から整理した。
その内容は、次のとおりである。

表 2-5 結果の整理事項

結果の整理事項	現況把握項目
a. 水質の現況	水素イオン濃度 (pH) 化学的酸素要求量 (COD) 浮遊物質 (SS) 海域の状況 (潮位)
b. 環境基準等の環境目標の 適合状況	関係法令
c. その他必要な項目	海岸地形 (護岸構造) 水利用 (漁業権を含む) 主要な発生源

a. 水質の現況

7) 通年調査の結果

水質の現地調査結果は、表 2-6(1)～(3)に示すとおりである。

調査の結果、水素イオン濃度 (pH) の年平均値は、No. 1～4 のすべてで pH8.1 (同値) であり、化学的酸素要求量 (COD) の年平均値は、No. 1, 2, 4 で 1.8mg/L、No. 3 で 1.7mg/L であった。浮遊物質 (SS) の年平均値は、No. 1～4 のすべてで 2.0mg/L であった。よって、調査対象地域の水質は、各地点間の差もなく、同程度の状況であった。

なお、放流水については、水素イオン濃度 (pH) の年平均値が 8.7、化学的酸素要求量 (COD) の年平均値が 3.7mg/L、浮遊物質 (SS) の年平均値が 1.8mg/L であった。

表2-6(1). pHの調査結果 (令和5年4月～令和6年3月)

調査月	4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
	表層	8.0	8.0	8.2	8.2	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1
No.1 (1/3r)	中層	8.0	8.0	8.1	8.2	8.1	8.1	8.2	8.1	8.1	8.1	8.2	8.1	8.1	8.1
	平均	8.0	8.0	8.2	8.2	8.1		8.1	8.1	8.1	8.1	8.1		8.1	8.1

調査月	4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
	表層	8.0	8.0	8.2	8.2	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.0	8.2	8.1	8.1	8.1
No.2 (2/3r)	中層	8.0	8.0	8.2	8.2	8.1	8.1	8.2	8.1	8.1	8.0	8.1	8.1	8.1	8.1
	平均	8.0	8.0	8.2	8.2	8.1		8.1	8.1	8.1	8.0	8.1		8.1	8.1

調査月	4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
	表層	8.0	8.0	8.2	8.2	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1
No.3 (r)	中層	8.1	8.0	8.2	8.2	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1
	平均	8.1	8.0	8.2	8.2	8.1		8.1	8.1	8.1	8.1	8.1		8.1	8.1

調査月	4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
	表層	8.0	8.0	8.2	8.2	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1
No.4 (2r)	中層	8.1	8.0	8.2	8.2	8.1	8.1	8.2	8.1	8.1	8.0	8.1	8.1	8.1	8.1
	平均	8.1	8.0	8.2	8.2	8.1		8.2	8.1	8.1	8.1	8.1		8.1	8.1

※8月と2月の平均は1日3回調査した通日調査の平均値とした。

【参考】

調査月	4月	5月	6月	7月	8月※	9月	10月	11月	12月	1月	2月※	3月	年平均
放流水	8.7	8.7	8.7	8.8	8.9	8.8	8.7	9.0	8.2	8.2	8.5	8.7	8.7

※8月と2月の調査結果はNo.1～No.4の調査とは別日に実施した結果である。

表2-6(2).000の調査結果 (令和5年4月～令和6年3月)

単位: mg/L

調査月	4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
No.1 (1/3r)	表層	1.2	1.6	2.2	2.6	1.7	1.8	2.0	1.8	2.2	1.7	1.6	1.4	1.9	1.8
	中層	1.2	1.5	1.8	2.5	1.5	1.5	1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.6	2.4	1.8
	平均	1.2	1.6	2.0	2.6	1.7		1.9	2.1	1.8	1.8	1.8		1.5	1.8

単位: mg/L

調査月	4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
No.2 (2/3r)	表層	1.3	1.5	2.2	2.5	1.7	1.7	2.0	2.3	2.0	1.6	1.6	1.6	1.8	1.8
	中層	1.0	1.3	2.0	2.4	1.7	1.6	1.8	2.0	1.8	1.8	1.7	1.7	2.0	1.7
	平均	1.2	1.4	2.1	2.5	1.8		1.9	2.2	1.9	1.7	1.7		1.5	1.8

単位: mg/L

調査月	4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
No.3 (r)	表層	1.2	1.4	1.9	2.6	1.7	1.7	1.9	2.2	1.6	1.7	2.0	1.6	1.9	1.7
	中層	1.2	1.4	2.0	2.4	1.7	1.8	2.0	1.9	1.7	1.9	1.7	1.5	1.8	1.7
	平均	1.2	1.4	2.0	2.5	1.8		2.0	2.1	1.7	1.8	1.8		1.1	1.7

単位: mg/L

調査月	4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
No.4 (2r)	表層	1.2	1.1	2.2	2.7	1.5	1.8	1.9	2.1	1.8	1.8	1.9	1.7	1.9	1.8
	中層	0.9	1.4	1.8	2.5	1.6	1.8	1.8	1.9	1.7	1.9	1.4	1.6	1.8	1.7
	平均	1.1	1.3	2.0	2.6	1.7		2.0	2.1	1.8	1.9	1.7		1.6	1.8

※8月と2月の平均は1日3回調査した通日調査の平均値とした。

【参考】

単位: mg/L

調査月	4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
放流水	4.3	3.5	3.7	4.2	3.7		3.2	2.8	3.0	3.6	3.2	3.0		6.1	3.7

※8月と2月の調査結果はNo.1～No.4の調査とは別日に実施した結果である。

表2-6(3).SSの調査結果 (令和5年4月～令和6年3月)

調査月		4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
No.1 (1/3r)	表層	0.6	1.6	2.0	2.2	1.9	1.3	1.8	1.1	2.9	4.6	2.4	2.5	2.0	2.0	2.0
	中層	0.7	1.4	1.7	2.1	1.8	1.4	1.4	1.6	2.5	4.3	2.3	2.2	2.3	2.3	2.0
	平均	0.7	1.5	1.9	2.2	1.6			1.4	2.7	4.5	2.3	2.2		1.5	2.0

単位: mg/L

調査月		4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
No.2 (2/3r)	表層	0.5	0.9	1.6	2.1	1.8	1.2	2.2	1.7	3.2	4.1	1.7	2.1	2.1	2.3	2.0
	中層	0.8	1.1	1.8	1.9	1.4	1.5	2.2	1.2	2.8	4.3	2.3	2.3	1.8	2.0	2.0
	平均	0.7	1.0	1.7	2.0	1.7			1.5	3.0	4.2	2.3	2.1		1.6	2.0

単位: mg/L

調査月		4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
No.3 (r)	表層	0.6	1.0	1.7	2.5	1.6	1.4	1.4	1.9	2.7	3.8	2.4	2.2	2.4	2.3	1.9
	中層	0.8	1.2	1.7	2.1	1.2	1.7	1.4	1.6	2.5	4.3	2.1	2.0	2.3	2.5	2.0
	平均	0.7	1.1	1.7	2.3	1.5			1.8	2.6	4.1	2.3	2.3		1.2	2.0

単位: mg/L

調査月		4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
No.4 (2r)	表層	0.8	1.1	1.5	1.8	2.1	1.8	1.5	1.6	2.7	4.6	2.2	1.9	2.2	1.8	2.0
	中層	0.8	1.1	1.6	1.8	2.0	2.3	1.8	1.5	2.4	4.7	2.2	2.0	2.6	1.7	2.0
	平均	0.8	1.1	1.6	1.8	1.9			1.6	2.6	4.7	2.2	2.0		1.5	2.0

単位: mg/L

※8月と2月の平均は1日3回調査した通日調査の平均値とした。

【参考】

調査月		4月	5月	6月	7月	8月※		9月	10月	11月	12月	1月	2月※		3月	年平均
放流水		3.1	3.0	1.3	2.3	1.6		<0.5	<0.5	0.8	2.2	1.7	1.2		3.4	1.8

※8月と2月の調査結果はNo.1～No.4の調査とは別日に実施した結果である。

また、年平均の算出に当たって「0.5」の結果は、「0.5」として扱った。

1) 潮位変動と通日調査の結果

調査対象地域付近の潮位状況は、気象庁における最寄りの潮位表掲載地点(徳山)の予測値をもとに整理して、表 2-7 に示すとおりである。また、通日調査当日の潮位状況は、表 2-8 に示すとおりである。

調査対象地域付近の潮位(予測値)は、最高潮位が 3m 程度(314~352cm)であり、最低潮位が 0m 付近(-27~21cm)であった。また、潮位差が小さくなる時期は 4 月(308cm)と 11 月(317cm)であり、逆に潮位差が大きくなる時期は通日調査を実施した 8 月(345cm)と 2 月(348cm)であった。

通日調査は、8 月 17 日の調査を満潮の 9 時頃(満潮:9 時 1 分 296cm)から干潮の 15 時頃(干潮:15 時 25 分 51cm)にかけて実施し、2 月 28 日の調査を満潮前の 9 時頃(満潮:10 時 45 分 285cm)から干潮前の 15 時頃(干潮:16 時 55 分 52cm)にかけて実施しており、同一調査日における各地点の水質変動(採取層ごとの最大値と最小値の差)は、水素イオン濃度(pH)で 8 月に 0~0.1 及び 2 月に 0~0.1、化学的酸素要求量(COD)で 8 月に 0.2~0.4mg/L 及び 2 月に 0.2~0.8mg/L、浮遊物質(SS)で 8 月に 0.2~1.0mg/L 及び 2 月に 0.1~0.9mg/L であった(表 2-6(1)~(3)参照)。

表2-7. 潮位状況

単位：(cm)

項目 \ 月		令和5年					
		4月	5月	6月	7月	8月	9月
潮位 ^{注)}	最高	320	321	329	338	352	351
	最低	12	10	7	6	7	21
	潮位差	308	311	322	332	345	330

単位：(cm)

項目 \ 月		令和5年			令和6年		
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
潮位 ^{注)}	最高	347	321	314	316	321	322
	最低	16	4	-7	-24	-27	-8
	潮位差	331	317	321	340	348	330

出典：気象庁HP(潮位表掲載地点：徳山)

注) 潮位表における 0cm は、大潮の平均的な干潮面の高さを基準としている(海図の水深 0m にほぼ相当)。

表2-8. 通日調査日の潮位状況

調査日	令和5年8月17日		令和6年2月28日	
満潮潮位	9:01	296cm	10:45	285cm
	21:54	320cm	23:01	273cm
干潮潮位	3:22	125cm	4:37	43cm
	15:25	51cm	16:55	52cm
調査時刻	朝：9時 昼：12時 夕：15時		朝：9時 昼：12時 夕：15時	

b.環境基準等の環境目標の適合状況

調査対象地域における環境基準の類型指定状況(海域)は、図 2-4 に示すとおりである。また、海域に係る環境基準のうち、水素イオン濃度(pH)と化学的酸素要求量(COD)に係る環境基準(生活環境の保全に関する基準：海域ア)は表 2-9 に示すとおりである。なお、浮遊物質(SS)については、海域での環境基準は設定されていない。

調査対象地域は、徳山湾に属しており、水質汚濁に係る環境基準の海域 B 類型(生活環境の保全に関する基準)に指定されている。

これを踏まえ、現地調査の結果(年平均値)と海域 B 類型の環境基準(pH7.8～8.3、COD3mg/L 以下)を比較すると、現地調査の結果は、水素イオン濃度(pH)の年平均値が 8.1、化学的酸素要求量(COD)の年平均値が 1.7～1.8mg/L と、いずれも環境基準を満足している状況であった。

また、参考として、調査対象地域の近傍に位置する海域 B 類型の環境基準点(TD-9)の水質は、水素イオン濃度(pH)の年平均値が 8.2、化学的酸素要求量(COD)の年平均値が 1.8mg/L と、現地調査の結果と同程度の状況であった。



公共用水域類型区分（海域）



環境アセスメントデータベースで作成 2024年01月11日

出典：「環境展望台 平成 28 年度 国立環境研究所」及び「水環境総合情報サイト 平成 30 年度 環境省水・大気環境局」
上記の出典図をもとに(公財)山口県予防保健協会が図面を加工

図 2-4 環境基準の類型指定状況(海域)

表 2-9 生活環境の保全に関する環境基準 (海域 ア)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及び B 以下の欄に掲げ るもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。	第 1 の 2 の (2) により水域類 型ごとに指定 する水域
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるも の	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	
測定方法		規格 12.1 に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格 17 に定め る方法(ただし、B 類型の 工業用水及び 水産 2 級のう ちノリ養殖の 利水点におけ る測定方法は アルカリ性法)	規格 32 に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	付表 10 に掲げ る方法	付表 14 に掲げ る方法	
備 考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。 2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mL とアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1 滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式により COD 値を計算する。 $\text{COD} (\text{O}_2\text{mg/L}) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000/50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL) f Na₂S₂O₃ : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価 3 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水 産 1 級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
- 〃 2 級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

c. その他必要な項目

7) 海岸地形(護岸構造)

放流口付近の海岸地形(護岸構造)は、図 2-5 に示すとおりである。

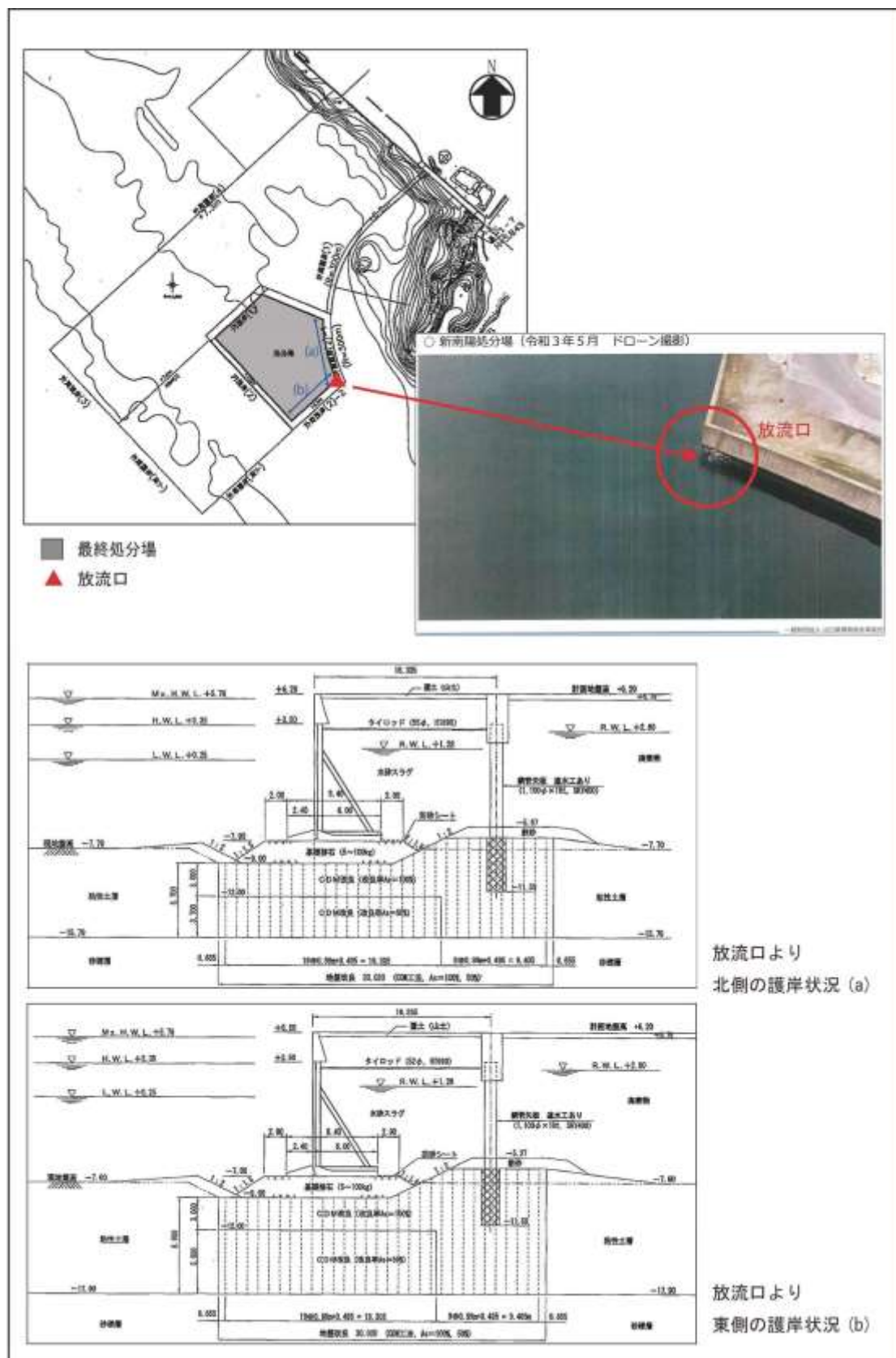
放流口付近の護岸は、鉛直のコンクリート壁となっており、干潮時の平均水深は約 8m、満潮時の平均水深は約 11m である。

1) 水利用(漁業権を含む)

調査対象地域には、漁業権(漁業権番号：共第 77 号)が設定されており、山口県漁業協同組合周南統括支店(戸田、新南陽、徳山市、櫛ヶ浜、下松)が免許取得者である。その他、利水用の設備等については、調査対象地域内がない。

7) 主要な発生源

調査対象地域及びその付近に河川等の流入する場所はない。また、最終処分場の放流水以外の主要な発生源もない。



第4章 水質予測

(1) 予測内容

予測は、最終処分場からの放流水(余水処理施設から放流する処理水)による周辺地域への影響の程度を把握するため、一般的に用いられている予測手法を用いた予測を行うものとする。

①予測対象時期

予測対象時期は、放流先海域の水質に及ぼす影響が最大と予想される時期を含むこととし、かつ、季節変動や潮位変動を考慮して、季節ごと(春季、夏季、秋季、冬季)及び年平均の5区分とする。

②予測項目

予測項目は、水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質質量(SS)の3項目とする。

③予測方法

a. 予測地点・範囲

予測範囲は、最終処分場からの放流水が放流先海域の水質に一定程度以上の影響を及ぼすと想定される範囲(拡散範囲)とする。また、予測評価の対象地点は、拡散範囲内の3地点とする。

これらの予測範囲及び予測評価の対象地点の位置は、図3-1に示すとおりである。



図3-1 予測範囲及び予測評価の対象地点の位置※

※: 予測範囲は、新田式により算定される拡散範囲(拡散距離として r)とする。また、予測地点は、放流量が $1000 \text{ m}^3/\text{日}$ 未満であることから、「瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年 法律 第110号)」における周辺水域への水質事前評価の考え方を参考に1方向で3地点($1/3r$ 、 $2/3r$ 、 r)とした。

b. 予測手法

予測手法は、放流先となる海域が、「瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年 法律 第110号）」の適用水域であることも考慮し、同法に基づく水質事前評価でも使用される新田式及びジョセフ・センドナー式（ヨーゼフ・センドナー式とも称される。）を用いた定量予測手法とする。

ただし、水素イオン濃度(pH)については、上記による定量予測手法が確立されていないことから、当該処分場の状況等を加味した定性予測手法とする。

7) 定性予測

水素イオン濃度(pH)の定性予測は、以下の i ～ iv に示す観点からの状況を整理することで行う。

- i . 放流水の水素イオン濃度(pH)の状況
- ii . 予測地点の水素イオン濃度(pH)の状況
- iii . 周辺海域の水素イオン濃度(pH)の状況
- iv . その他

1) 定量予測

化学的酸素要求量(COD)及び浮遊物質(SS)の予測計算に当たっての定量予測式は、「瀬戸内海環境保全臨時措置法施行規則第4条第1項の事前評価について(昭和49年 環水規 第76号)」をもとに、式3-1～3-3に示しておりである。

<<拡散距離(r)の算定式>>

$\log_{10}(r^2 \theta / 2) = 1.2261 \cdot \log_{10} Q_0 + 0.086$ (新田式)を展開して下式とする。

$$r^2 = 2 \cdot 10^{(1.2261 \cdot \log_{10} Q_0 + 0.086)} \div \theta \quad \dots (式 3-1)$$

r : 放流口からの拡散距離(水質に影響を及ぼす外縁までの距離) (m)

θ : 拡散角度 (rad)

Q_0 : 放流口からの放流量 (m³/日)

<<予測地点における将来の水質濃度(S')及び希釈率(C)の算定式>>

$$S' = S_1 + (S_0 - S_1) \cdot C \quad \dots (式 3-2)※$$

$$C = 1 - \exp[-\{Q_0 / (\theta \cdot d \cdot p)\} \cdot \{(1/x) - (1/l)\}] \quad \dots (式 3-3)※$$

S' : 予測地点における将来の水質濃度 (mg/L)

S_1 : 拡散範囲外縁付近における現況の水質濃度 (mg/L)

S_0 : 放流口からの放流水質濃度 (mg/L)

C : 希釈率

Q_0 : 放流口からの放流量 (m³/日)

θ : 拡散角度 (rad)

d : 放流水の混合水層 (m)

p : 拡散速度 (m/日)

x : 放流口から予測地点までの距離 (m)

l : 放流口から拡散距離 r までの距離 (m)

※ジョセフ・センドナー式(ヨーゼフ・ゼンドナー式とも称される)。

c. 予測条件

7) 定性予測

水素イオン濃度 (pH) の予測条件は、最終処分場や放流先となる海域の状況等を勘案し、表 3-1 に示すとおりとする。

表 3-1 予測条件(定性予測)

設定項目		設定内容
i	放流水の pH	放流水の実測値をもとに、最終処分場の供用開始からの pH の状況を整理する。
		条件設定：「実測値をもとにした pH の状況整理」
ii	予測地点の pH	現況把握地点の実測値をもとに、予測地点及び予測地点間の pH の状況を整理する。
		条件設定：「実測値をもとにした pH の状況整理」
iii	周辺海域の pH ^{注)}	現況把握地点の実測値をもとに、最終処分場からの放流水の影響を受けない周辺海域の pH の状況を整理する。
		条件設定：「実測値をもとにした pH の状況整理」
iv	その他	潮位変動に伴う pH の状況を整理する。また、海水の一般的な pH の状況を整理する。
		条件設定：「実測値をもとにした pH の状況整理」
		条件設定：「既存資料をもとにした海水の pH の整理」

注) 放流水の影響を受けない周辺海域の代表地点として、拡散距離の 2 倍となる地点 (2r) を設定。

イ) 定量予測

化学的酸素要求量(COD)及び浮遊物質(SS)の予測条件は、放流水基準の変更に関する計画を勘案し、表 3-2(1)～(3)に示すとおりとする。

表 3-2(1) 予測条件(定量予測:式 3-1)

拡散距離（r） ^{注）} の算定条件								
θ	3.96189	放流口の拡散角度(227 度)をもとに下式により設定 θ (rad)= θ（角度）× π ÷ 180						
		<table><tr><td>項目</td><td>設定値</td></tr><tr><td>θ（角度）</td><td>227（放流口の拡散角度）</td></tr><tr><td>π</td><td>3.14159（円周率）</td></tr></table>	項目	設定値	θ（角度）	227（放流口の拡散角度）	π	3.14159（円周率）
		項目	設定値					
		θ（角度）	227（放流口の拡散角度）					
		π	3.14159（円周率）					
-								
Q ₀	460 m ³ /日	将来計画での放流量を設定						

注) 式 3-1 の算定結果により得られた数値の平方根から r を求める。

表 3-2(2) 予測条件(定量予測:式 3-2)

予測地点における将来の水質濃度（S'）の算定条件							
S ₁ 注)	－	現況把握の結果をもとに設定					
		拡散範囲外縁付近(r)の水質 (単位：mg/L)					
		項目	春季	夏季	秋季	冬季	年平均
		COD	1.2	1.8	1.7	1.8	1.7
		SS	0.7	1.5	4.1	2.3	2.0
－							
S ₀	－	将来計画での放流水質を設定					
		放流水 (単位：mg/L)					
		項目	設定値				
		COD	90				
		SS	60				
――							
C	－	式 3-3 の算定結果を設定					

注) 拡散範囲外縁付近の水質には、放流口からの拡散距離(水質に影響を及ぼす距離)の最長地点(r)の水質を設定する。また、予測対象時期には、潮位変動が最小となる春季と秋季(4月と11月)、潮位変動が最大となる夏季と冬季(8月と2月)及び年平均を代表値(表層と中層の年間を通しての平均値)として設定する。

表 3-2(3) 予測条件(定量予測:式 3-3)

希釈率 (C) ^{注)} の算定条件					
Q ₀	460 m ³ /日	将来計画での放流量を設定			
θ	3. 96189	放流口の拡散角度(227 度)をもとに下式により設定 θ (rad)= θ (角度) × π ÷ 180			
		項目	設定値		
		θ (角度)	227	(放流口の拡散角度)	
		π	3. 14159	(円周率)	
-					
d	2 m	既存資料による定数を設定 (参考:「瀬戸内海環境保全臨時措置法施行規則第 4 条第 1 項の事前評価について(昭和 49 年 環水規 第 76 号)」 4 の(1)の記載により原則として 2m とする。)			
p	864 m/日	既存資料による定数を設定 (参考:「瀬戸内海環境保全臨時措置法施行規則第 4 条第 1 項の事前評価について(昭和 49 年 環水規 第 76 号)」 4 の(1)の記載により原則として 864m/日とする。)			
x	-	放流口と予測地点の位置関係から設定			
		予測地点	1/3r	2/3r	r
		距離*	11 m	22 m	34 m
(※詳細な距離は、拡散距離 r=33.6m をもとに、2/3r=22.4m、1/3r=11.2m となる。)					
ℓ	34 m	式 3-1 の算定結果をもとに設定(r=33.6m)			

注) ジョセフ・センドナー式を用いて希釈率等を算定する際の前提条件となる「①海水よりも密度の低い淡水系の排水(連続的な排水)であること」、「②流れの少ない沿岸部であること」については、「①放流水の塩化物イオンは、2000~2700mg/L(実測値)と汽水域レベルであり、かつ、連続的な放流であること」、「②放流水の拡散範囲は、最終処分場の護岸と対岸の西ノ島に囲われた限られた範囲であり、付近に河川等の流入する場所もないこと」から、適用が可能であると判断される。

(2) 予測結果

① 定性予測

水素イオン濃度 (pH) に係る将来水質は、放流水基準の変更内容と、以下の i ～ iv の状況をもとにした総合的な判断による定性的な予測結果である。

a. 状況の整理

i. 放流水の水素イオン濃度 (pH) の状況

放流水における現況の水素イオン濃度 (pH) は、供用開始以降 pH6.6 ～ 9.0 (平均値で 8.1) の範囲で推移しているが、直近 3 年間は処理施設の適切な維持管理や薬剤使用量の削減等により、pH8.1 ～ 9.0 (平均値で 8.7) の範囲で概ね横ばいに推移している。

ii. 予測地点の水素イオン濃度 (pH) の状況

予測地点における現況の水素イオン濃度 (pH) は、3 地点とも pH8.0 ～ 8.2 (平均値で 8.1) であり、予測地点間の差 (放流口との距離による差) はみられていない。

iii. 周辺海域の水素イオン濃度 (pH) の状況

周辺海域における現況の水素イオン濃度 (pH) は、pH8.0 ～ 8.2 (平均値で 8.1) である。また、参考として、予測範囲の近傍に位置する環境基準点 (TD-9) の水素イオン濃度 (pH) は、pH8.1 ～ 8.3 (平均値で 8.2) であり、概ね周辺海域と同程度の状況である^{注)}。

※現況把握の結果とは実施年度が異なる (環境基準点は令和 4 年度の状況)。

iv. その他

潮位変動の大きい夏季 (8 月) 及び冬季 (2 月) に実施した通日調査の結果からは、水素イオン濃度 (pH) の日間変化はほとんどみられていない。また、海域の水素イオン濃度 (pH) は一般的に pH7.8 ～ 8.3 の範囲にあり、相当高い負荷量が発生しない限りは、大幅に変わることはないと考えられている^{注)}。

※参考: 「環境基準等の設定に関する資料集 第 2 章 (3) の③ (国立環境研究所 HP)」

b. 総合的な観点での整理と予測の結果

定性予測の結果は、以下の観点から総合的に判断し、表 3-3 に示すとおりである。

- ・水素イオン濃度 (pH) の放流水基準は、現況の pH6～9 から、pH5～9 へと酸性側の範囲を緩和すること。ただし、放流量に変化はない。
- ・放流水の水素イオン濃度 (pH) は、直近 3 年間、pH8.1～9.0 で概ね横ばいに推移しており、アルカリ側であること。
- ・現に放流水の発生している状況下で、予測範囲内での現況の水素イオン濃度 (pH) に差がないこと。
- ・現に放流水の発生している状況下で、予測範囲内とそれ以遠の周辺海域における現況の水素イオン濃度 (pH) に差がないこと。
- ・潮位変動に伴う水素イオン濃度 (pH) の日間変化がほとんどみられていないこと。
- ・一般的な海域の水素イオン濃度 (pH) である pH7.8～8.3 の範囲に影響するほどの負荷量の発生は想定されないこと。

表 3-3 予測結果 (pH)

区分 ^{注 1)}		予測結果 ^{注 2)}				
		春季	夏季	秋季	冬季	年平均
1/3r (11m 地点)	現況	8.0	8.1	8.1	8.1	8.1
	将来	8.0	8.1	8.1	8.1	8.1
2/3r (22m 地点)	現況	8.0	8.1	8.1	8.1	8.1
	将来	8.0	8.1	8.1	8.1	8.1
r (34m 地点)	現況	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1
	将来	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1

注 1) 括弧内には、各予測地点の放流口からの距離を示した。

注 2) 予測結果は、潮位変動が最小となる春季と秋季(4 月と 11 月)、潮位変動が最大となる夏季と冬季(8 月と 2 月)及び年平均を代表値(表層と中層の平均値)として示した。なお、年平均は、現況把握の結果をもとにして予測を行っており、季節ごとの予測結果の平均ではない。

c. 将来水質の状況

予測の結果、水素イオン濃度 (pH) は、現況と同程度であり、放流水基準の変更に伴う変化はないと予測する。

②定量予測

化学的酸素要求量(COD)及び浮遊物質質量(SS)に係る将来水質は、新田式による拡散距離(水質に影響を及ぼす距離:r)やジョセフ・センドナー式による希釈率をもとにした定量的な予測結果である。

a. 予測の結果

定量予測の結果は、表 3-4(1)～(2)に示すとおりである。

表 3-4(1) 予測結果 (COD)

(単位:mg/L)

区分 ^{注1)}		予測結果 ^{注2)}				
		春季	夏季	秋季	冬季	年平均
1/3r (11m 地点)	現況	1.2	1.7	1.8	1.8	1.8
	将来	1.6	2.2	2.1	2.2	2.1
2/3r (22m 地点)	現況	1.2	1.8	1.9	1.7	1.8
	将来	1.3	1.9	1.8	1.9	1.8
r (34m 地点)	現況	1.2	1.8	1.7	1.8	1.7
	将来	1.2	1.8	1.7	1.8	1.7

注 1) 括弧内には、各予測地点の放流口からの距離を示した。

注 2) 予測結果は、潮位変動が最小となる春季と秋季(4 月と 11 月)、潮位変動が最大となる夏季と冬季(8 月と 2 月)及び年平均を代表値(表層と中層の平均値)として示した。なお、年平均は、現況把握の結果をもとにして予測を行っており、季節ごとの予測結果の平均ではない。

表 3-4(2) 予測結果 (SS)

(単位:mg/L)

区分 ^{注1)}		予測結果 ^{注2)}				
		春季	夏季	秋季	冬季	年平均
1/3r (11m 地点)	現況	0.7	1.6	4.5	2.2	2.0
	将来	0.9	1.7	4.3	2.5	2.2
2/3r (22m 地点)	現況	0.7	1.7	4.2	2.1	2.0
	将来	0.8	1.6	4.2	2.4	2.1
r (34m 地点)	現況	0.7	1.5	4.1	2.3	2.0
	将来	0.7	1.5	4.1	2.3	2.0

注 1) 括弧内には、各予測地点の放流口からの距離を示した。

注 2) 予測結果は、潮位変動が最小となる春季と秋季(4 月と 11 月)、潮位変動が最大となる夏季と冬季(8 月と 2 月)及び年平均を代表値(表層と中層の平均値)として示した。なお、年平均は、現況把握の結果をもとにして予測を行っており、季節ごとの予測結果の平均ではない。

b. 将来水質の状況

予測の結果、化学的酸素要求量(COD)は、予測地点 1/3r(11m 地点)で 1.6～2.2mg/L(年平均値で 2.1mg/L)、予測地点 2/3r(22m 地点)で 1.3～1.9mg/L(年平均値で 1.8mg/L)、予測地点 r(34m 地点)で 1.2～1.8mg/L(年平均値で 1.7mg/L)になると予測する。

また、浮遊物質(SS)は、予測地点 1/3r(11m 地点)で 0.9～4.3mg/L(年平均値で 2.2mg/L)、予測地点 2/3r(22m 地点)で 0.8～4.2mg/L(年平均値で 2.1mg/L)、予測地点 r(34m 地点)で 0.7～4.1mg/L(年平均値で 2.0mg/L)になると予測する。

これらのことから、放流水基準の変更に伴った負荷量の変化は、放流口に最も近い予測地点 1/3r(11m 地点)で最大となり、化学的酸素要求量(COD)が現況よりも年平均値で 0.3mg/L、浮遊物質(SS)が現況よりも年平均値で 0.2mg/L ほど増加すると予測する。

第5章 影響の分析

(1) 影響の分析方法

最終処分場からの放流(余水処理施設から放流する処理水)に伴う水質汚濁の影響の分析は、予測の結果を踏まえ、環境への影響を実行可能な範囲内で回避し、または低減しているものであるか否かについて検討するとともに、生活環境の保全上の目標と予測結果との対比による整合性を検討することで行う。

具体的な分析方法是、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 影響の分析方法

分析項目	分析方法
影響の回避または低減に係る分析	適切な水質汚濁防止対策等を採用しているか否かについて検討する。
生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析	生活環境の保全上の目標を設定し、目標と予測結果との対比を行う。

(2) 影響の分析結果

①影響の回避または低減に係る分析

影響の回避または低減に係る水質汚濁防止対策等は、表 4-2 に示すとおりである。

これらの水質汚濁防止対策等は、今後においても引き続き実行することが可能であり、負荷影響の定常的な低減効果が期待できる。

よって、最終処分場からの放流に伴う水質汚濁の影響は、実行可能な範囲内で回避または低減を図っていると考えられ、放流水基準の変更後においても、適切な水質汚濁防止対策等を採用していると分析する。

表 4-2 水質汚濁防止対策等

区分	水質汚濁防止対策等
発生源対策	・ 廃棄物の受入基準の遵守徹底
処理対策	・ 余水処理施設の設置及び処理施設の適切な管理
監視計画	・ 放流水及び周辺海域の水質モニタリングとその情報公開

②生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析

生活環境の保全上の目標は、表 4-3 に示すとおりである。

水素イオン濃度 (pH) の予測結果は、年平均値で pH8.1 であり、目標値である pH7.8～8.3 の範囲になると予測する。また、化学的酸素要求量 (COD) は、年平均値で 1.7～2.1mg/L であり、目標値である 3mg/L を下回ると予測する。

浮遊物質 (SS) の予測結果は、年平均値で 2.0～2.2mg/L であり、放流水の影響を受けない周辺海域における現況の年平均値である 2.0mg/L と同程度の水質になると予測する。

よって、最終処分場からの放流に伴う水質汚濁の影響は、変更後の放流水基準を満たすことで生活環境の保全上の目標を満足し、本計画は周辺地域の生活環境を適正に保全し得るものと分析する。

表 4-3 生活環境の保全上の目標

生活環境の保全上の目標	目標値 ^{注)}
環境基準の海域 B 類型を満足すること及び周辺海域の水質維持に支障がないこと	pH : 7.8～8.3 COD : 3mg/L 以下 SS : 放流水基準 (60mg/L) を満足すること

注) 放流水基準は、pH が 5～9 の範囲、COD が 90mg/L 以下、SS が 60mg/L 以下である。

第6章 総合的な評価

(1) 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理

現況把握、予測、影響の分析の結果は、表 5-1 に示すとおりである。

各項目の現況把握及び予測の結果を踏まえると、最終処分場からの放流に伴う影響は、いずれの項目も、水質汚濁防止対策等によって実行可能な範囲内で回避または低減を図っており、生活環境の保全上の目標を満足し得るものと分析する※。

よって、放流水基準の変更に関する計画は、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであると総合的に評価する。

※生活環境の保全上の目標は、表 5-1 の下に示すとおりである。

表 5-1 現況把握、予測、影響の分析の結果(水質)

調査項目		結果の区分	結果の整理																											
水質	PH、COD、SS(余水処理施設から放流する処理水に伴う影響)	現況把握の結果	(1) 水質の状況 pH の年平均値は、いずれの調査地点も pH8.1(同値)であった。COD の年平均値は、1.7～1.8mg/L の範囲であった。また、SS の年均値は、いずれの調査地点も 2.0mg/L(同値)であった。 水質の現況把握結果(年平均値) (COD 及び SS の単位 : mg/L)																											
			<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="3">放流水の影響範囲内の調査地点^{注)}</th><th>影響外地点</th></tr><tr><th>1/3r (11m)</th><th>2/3r (22m)</th><th>r (34m)</th><th>2r (67m)</th></tr><tr><td>pH</td><td>8.1</td><td>8.1</td><td>8.1</td><td>8.1</td></tr><tr><td>COD</td><td>1.8</td><td>1.8</td><td>1.7</td><td>1.8</td></tr><tr><td>SS</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td></tr></table>				項目	放流水の影響範囲内の調査地点 ^{注)}			影響外地点	1/3r (11m)	2/3r (22m)	r (34m)	2r (67m)	pH	8.1	8.1	8.1	8.1	COD	1.8	1.8	1.7	1.8	SS	2.0	2.0	2.0	2.0
			項目	放流水の影響範囲内の調査地点 ^{注)}				影響外地点																						
				1/3r (11m)	2/3r (22m)	r (34m)	2r (67m)																							
pH	8.1	8.1	8.1	8.1																										
COD	1.8	1.8	1.7	1.8																										
SS	2.0	2.0	2.0	2.0																										
注) 括弧内に放流口から各調査地点への距離(概算距離)を示した。																														
(2) 環境基準等の環境目標の適合状況 放流水の放流先海域は、環境基準の海域 B 類型に指定されている。そのため、現況把握の結果を「海域 B 類型の環境基準(pH7.8～8.3、COD3mg/L 以下)」と比較すると、すべての地点でこれを満足していた。																														
		予測結果	(1) 予測結果(年平均) pH の年平均値は現況と同程度、COD 及び SS の年平均値は、放流口にもっとも近い予測地点(1/3r)で現況よりも 0.3mg/L 及び 0.2mg/L 増加すると予測する。 水質の予測結果(年平均値) (COD 及び SS の単位 : mg/L)																											
			<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="3">放流水の影響範囲内の予測地点^{注)}</th></tr><tr><th>1/3r (11m)</th><th>2/3r (22m)</th><th>r (34m)</th></tr><tr><td>pH</td><td>8.1</td><td>8.1</td><td>8.1</td></tr><tr><td>COD</td><td>2.1</td><td>1.8</td><td>1.7</td></tr><tr><td>SS</td><td>2.2</td><td>2.1</td><td>2.0</td></tr></table>				項目	放流水の影響範囲内の予測地点 ^{注)}			1/3r (11m)	2/3r (22m)	r (34m)	pH	8.1	8.1	8.1	COD	2.1	1.8	1.7	SS	2.2	2.1	2.0					
項目	放流水の影響範囲内の予測地点 ^{注)}																													
	1/3r (11m)	2/3r (22m)	r (34m)																											
pH	8.1	8.1	8.1																											
COD	2.1	1.8	1.7																											
SS	2.2	2.1	2.0																											
			注) 括弧内に放流口から各予測地点への距離(概算距離)を示した。																											
		影響の分析結果	(1) 影響の回避または低減に係る分析 廃棄物の受入基準の遵守徹底や余水処理施設の適切な管理、さらには、放流水及び周辺海域の水質モニタリングといった水質汚濁防止対策をとることにより、放流先海域に対する負荷影響の定常的な低減効果が期待できる。よって、周辺地域の実生活環境への影響を実行可能な範囲内で回避または低減し得るものと分析する。 (2) 生活環境の保全上の目標との整合性に係る分析 pH 及び COD の予測結果は、「pH7.8～8.3、COD3mg/L 以下」を満足すると予測する。SS については、放流水基準を満足することで、「周辺海域の水質維持に支障がないこと」を満足すると予測する。よって、生活環境の保全上の目標である「環境基準の海域 B 類型を満足すること及び周辺海域の水質維持に支障がないこと」を満足し、周辺地域の実生活環境を適正に保全し得るものと分析する。																											
生活環境の保全上の目標			目 標 : 「環境基準の海域 B 類型を満足すること 及び周辺海域の水質維持に支障がないこと」 目標値 : 「pH:7.8～8.3、COD:3mg/L 以下、 SS : 放流水基準(60mg/L 以下)を満足すること」																											

(2) 施設の設置に関する計画に基づき実施する事項及びその内容

最終処分場の設置に関する計画に基づき実施する事項及びその内容は、表 5-2 に示すとおりであり、当該計画によって、周辺地域の生活環境の保全に努める。

表 5-2 最終処分場の設置に関する計画に基づき実施する事項及びその内容

区分	計画に基づき実施する事項及びその内容
水質	(1) 余水処理施設の設置及び処理施設の適切な管理 処分場内の保有水は、余水処理施設により適切に処理し放流水基準を満たす状態で放流する。

(3) 維持管理に関する計画に基づき実施する事項及びその内容

維持管理に関する計画に基づき実施する事項及びその内容は、表 5-3 に示すとおりであり、当該計画によって、周辺地域の生活環境の保全に努める。

表 5-3 維持管理に関する計画に基づき実施する事項及びその内容

区分	計画に基づき実施する事項及びその内容
水質	(1) 廃棄物の受入基準の遵守徹底 受入廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 法律 第 137 号)」に基づき受入可能な廃棄物に限り、かつ、それぞれの受入基準を遵守徹底する。 (2) 放流水及び周辺海域の水質モニタリングとその情報公開 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年 法律 第 137 号)」に基づき放流水及び周辺海域の水質モニタリングを実施し、それらはホームページ上で情報公開する。